

小売対象原価と実績

45

	H20年度 改定(A)	H20年度 実績(B)	(B-A)	
	H21年度 実績	H22年度 実績	H23年度 実績	
人件費	2,373	2,358	▲ 15	
燃料費	5,148	6,361	1,233	
修繕費	2,639	2,634	▲ 5	
減価償却費	3,108	3,139	31	
購入電力料(※1)	4,303	4,707	404	
公租公課(※2)	1,785	1,415	▲ 370	
その他	4,027	4,398	371	
電気費用計 ①	23,383	25,037	1,654	
※1 購入電力料は、太陽光発電促進附加料相当額、使用済燃料再生料等を差し控除した額。 ※2 公租公課は、水利使用料、固定資産税、補助、電源開発促進税、事業税、法人税等。				
事業報酬(※3) ②	1,396	1,396	—	
※3 事業報酬はH20～23年度実績は、H20年9月改定における原価額込額。				
販売電力料	333	385	52	
電気事業収益	270	285	15	
その他	64	64	0	
控除収益計 ③	667	736	69	
接続供給託送収益 ④	169	127	▲ 42	
小売対象原価 ⑤=(①+②-③-④)	23,942	25,570	1,628	
【主な前提諸元】				
販売電力量(※4)(億kWh)	1,492	1,459	▲ 33	
電子式利用率(%)	77.4	72.4	▲ 5.0	
全日本原油CIP価格(\$/b)	93.0	90.5	▲ 2.5	
為替レート(円/\$)	107	101	▲ 6.0	

※4 原電力量は、当社自家消費分(建設工事用電力、事業用電力)を含む。

・九州電力

http://www.kyuden.co.jp/company/liberal_bumonbetsu_shushi2011.html
事業者に係る部門別収支計算書（九州電力）（平成23年度）

株式第一

事業者に係る部門別収支計算書

事業者名 九州電力株式会社

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

(単位 百万円)

	一般需要部門 (8)	特定規模需要部門 (9)	一般需要・特定規 模需要外部部門 (10)	合 計 (11) =(8)+(9)+(10)
電気事業収益 (1)	714,786	644,746	6,131	1,365,664
電気事業費用 (2)	796,149	780,100	15,477	1,591,727
電気事業外収益 (3)	—	—	39,252	39,252
電気事業外費用 (4)	525	690	41,728	42,944
税引前当期純利益 又は純損失 (5)=(1)-(2)+ (3)-(4)	△81,889	△136,044	△11,821	△229,754
法人税 (6)	△28,641	△47,582	21,452	△54,771
当期純利益 又は純損失 (7)=(5)-(6)	△53,247	△88,461	△33,273	△174,983

<参考2：平成23年度実績と料金原価（平成20年9月料金改定）の比較について>

(単位：億円、億kWh)

	一般需要部門		全社計			主な増減要因	
	実績(a)	原価(b)	差異(a-b)	実績(c)	原価(d)		
人件費	1,052	845	206	1,679	1,334	345	退職給与金の実績の増
燃料費（※1）	2,250	1,312	937	5,202	3,161	2,041	原子力利用率低下に伴う火力燃料費の実績の増
修繕費	1,018	1,142	▲124	1,760	1,944	▲184	修繕工事の繰延べに伴う実績の減
減価償却費	1,070	1,009	61	2,021	1,955	66	50万V送電線の運用開始に伴う実績の増
購入電力料	855	532	323	2,060	1,233	827	他社購入電力量の実績の増
公租公課	422	438	▲15	848	907	▲59	電源開発促進税および事業税の実績の減
原子力バックエンド費用	123	163	▲39	307	389	▲82	原子力利用率低下に伴う実績の減
その他経費（※2）	1,033	1,126	▲93	1,815	1,974	▲158	経営効率化に伴う委託費等の実績の減
電気事業営業費用合計	7,826	6,570	1,255	15,695	12,900	2,794	—
販売電力量	355	350	5	854	879	▲25	

[注1] 億円未満を切捨てているため、内訳と合計は一致しない場合がある

[注2] 人件費：退職給与金の増は、年金資産の運用等に伴う数理計算上の差異償却費の差によるもの

[注3] 公租公課：電源開発促進税、事業税、固定資産税、雑税、水利利用料

[注4] 原子力バックエンド費用：使用済燃料再処理等費、使用済燃料再処理等準備費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費

(参考) 「電気事業営業費用」の算定方法（一般需要部門の場合）

$$\text{「電気事業営業費用」} (7,826) = \text{「(部門別収支計算書の)電気事業費用」} (7,961) + \text{「地帯間販売電力料」} (14) + \text{「他社販売電力料」} (27) - \text{「電気事業財務費用」} (177)$$

※1 燃料費の諸元

	実績(a)	原価(b)	差異(a-b)
為替レート（円/\$）	79.1	107	▲27.9
原油CIF価格（\$/b）	114.2	93.0	21.2
原子力利用率（%）	31.4	83.0	▲51.6

※2 その他経費のうち、普及開発関係費、寄付金、団体費について

(参考) 需要想定と需要実績について

44

		平成20年改定		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	
供給約款	kWh	27,434	27,561	0.5	26,607	▲ 3.0	27,697	1.0	25,977	▲ 5.3	
	料金	596,920	605,698	1.5	574,662	▲ 3.7	586,418	▲ 1.8	569,907	▲ 4.5	
【再掲】	kWh	22,313	22,344	0.1	21,570	▲ 3.3	22,476	0.7	21,017	▲ 5.8	
従量電灯	料金	477,874	484,810	1.5	459,468	▲ 3.9	471,050	▲ 1.4	455,286	▲ 4.7	
選択約款	kWh	7,578	7,401	▲ 2.3	8,100	6.9	9,193	21.3	9,480	25.1	
	料金	102,934	102,367	▲ 0.6	109,510	6.4	122,847	19.3	132,725	28.9	
【再掲】	kWh	4,650	4,724	1.6	5,456	17.3	6,498	39.7	6,885	48.1	
季時別電灯	料金	63,113	66,205	4.9	74,586	18.2	87,976	39.4	97,569	54.6	
規制部門 合計	kWh	35,012	34,963	▲ 0.1	34,707	▲ 0.9	36,890	5.4	35,456	1.3	
	料金	699,854	708,065	1.2	684,172	▲ 2.2	709,266	1.3	702,632	0.4	

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

前回原価と実績値の差

44

- 前回改定時(平成20年9月)の料金原価に対し、同期間(平成20年度)の実績値は387億円(2.8%)の超過。
 - 主な要因は、燃料価格(石炭)の高騰による購入電力量の増加^{*}。なお、燃料費については、販売電力量の減少に伴う火力発電電力量の減少により、原価を下回る水準。
 - 平成21～22年度は燃料価格の低下や円高の影響等による需給関係費の減少などにより、実績が原価を2～4%程度下回る水準で推移していたが、平成23年度は東日本大震災の影響による原子力発電所の運転再開遅延に伴い、需給関係費が大幅に増加した結果、実績が原価を15%程度上回る水準となった。
- * 当社の購入先の多くが石炭を主燃料としているため、石炭価格の影響を受けやすい

	H20原価:A	H20実績:B	差:B-A	増減率	H21実績	H22実績	H23実績
人 件 費	1,335	1,368	33	2.5%	1,727	1,626	1,680
燃 料 費	3,162	3,056	▲106	▲ 3.3%	2,130	2,849	5,203
修 繕 費	1,944	1,978	34	1.7%	1,951	1,760	1,760
減 価 却 費	1,955	1,952	▲3	▲ 0.2%	1,967	1,980	2,022
購 入 電 力 料	1,233	1,499	266	21.6%	1,137	1,371	2,060
公 税 公 課	1,041	1,073	33	3.1%	1,112	1,047	300
そ の 他 経 費 ^{※1}	2,370	2,480	110	4.7%	2,451	2,183	2,100
營 業 費 用 合 計 ①	13,040	13,408	367	2.8%	(▲4.3%) 12,475	(▲1.7%) 12,815	(16.0%) 15,125
事 業 報 酬 ^{※2} ②	878	878	0	—	878	878	878
控 除 収 益 ③	▲244	▲234	9	4.0%	▲191	▲294	▲255
接 続 供 給 計 送 収 益 ④	▲21	▲10	10	50.4%	▲16	▲27	▲32
小売対象原価(①+②+③+④)	13,653	14,040	387	2.8%	(▲3.7%) 13,146	(▲2.1%) 13,372	(15.1%) 15,715
燃 料 石 炭	83	134	51	61.4%	98	114	143
C I F 原 油	93	91	▲2	▲ 2.2%	69	84	114
レ N G	544	655	111	20.4%	452	587	820
為 替 レ ー ト	107	101	▲6	▲ 5.6%	93	86	79
販 売 電 力 量	879	859	▲20	▲ 2.2%	834	875	854
(再掲) 規制部門	350	350	▲0	▲ 0.1%	347	369	355
原 子 力 利 用 率	82.0	84.6	1.6	—	84.8	81.1	31.4

※1 未使用料金等の内訳：(82.160-25.000)/25.000の割合で内訳の割合を算出
※2 内訳の割合を算出
※3 内訳の割合を算出
※4 内訳の割合を算出

○これまでの東京電力株式会社及び関西電力株式会社・九州電力株式会社の値上げ認可申請の査定のプロセスで明らかになった諸課題（例：情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方、購入電力料の負担の在り方等）について整理し、電気料金値上げ認可申請に関する審査の在り方に適切に反映すべきである。

1. 今回の関西電力・九州電力による値上げ認可申請の審査においては、東京電力の審査プロセスで明らかになった課題についても検討・改善を行ってきたところである⁶。今回、電気料金審査専門委員会における検討や消費者庁協議を含め、明らかになった諸課題（情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方、購入電力料の負担の在り方等）については、現在申請中の他の電力会社の審査においても検討し、必要に応じ反映してまいりたい。

○電力システム改革について、消費者にとってどのような影響があるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の発送電分離などの電力の自由化、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について明確に説明すべきである。また、今後具体的な制度設計を行う際には、規制なき独占に陥り、消費者の利益が損なわれるといったことがないよう、消費者の意見を積極的に聴くべきである。

1. 電力システム改革は、新規参入の促進やスマートメーターも含めた競争環境の整備により、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進めていくものであり、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心を成すもの。
2. 電力の自由化や広域系統運用の拡大により、需要家の選択によるスマートな需要抑制や、地域間での電力融通の円滑化を進め、厳しい電力需給の中でも安定供給を確保する。また、燃料コストの増加等による電気料金上昇圧力がある中にあっても、競争の促進により料金を最大限抑制する効果があるものと考える。
3. 自由化に当たっては、需要家がスマートメーターから得られる情報を活用し、適切に電力会社や料金メニュー、電源別メニューを選択できるよう、適切な情報提供や広報を積極的に行う。
4. また、諸外国の事例も参考にしつつ、電気料金を最大限抑制できるよう、段階的な料金規制の撤廃や、規制当局による市場監視の強化等、慎重な制度設計を行い、「規制なき独占」に陥ることがないよう万全を期す。
5. これまで改革の全体像について検討を行ってきた電力システム改革専門委員会においては、消費者問題の専門家の方にも委員として議論にご参加いただいたところ。今後、実際の詳細な制度法制度改正を行う際には、パブリックコメントを通じ、広く国民の皆様のご意見を伺ってまいりたい。
6. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、国民全体で買い支え、普及させることで、ひいてはその発電コストを下げることを目的に平成24年7月に導入されたもの。その普及によって、自らのご家庭に太陽光パネルを設置する、屋根貸しモデルを通じて太陽光発電に自宅の屋根を提供する、市民ファンドを通じて自ら再生可能エネルギー発電に投資するなど、消費者がエネルギーをより身近な問題として解決するための手段を格段に増やすことができる。
7. 本制度では、現在、標準的な家庭の負担は月100円程度であるが、その負担が過剰となることがないよう、法律の規定に従って、中立的な調達価格等算定委員会が公開で案を策定し、消費者問題担当大臣の意見も伺った上で決められた買取価格に基づき、算定されている。
8. 制度の導入開始に当たっては、全国で約70回におよぶ説明会や各種イベントの開催、制度や負担に関するチラシの全戸配布、パンフレットの作成等を通じて制度の周知に努めてきたところ。引き続き、こうした負担への配慮をしっかりと行うとともに、住宅用太陽

⁶ 審査プロセスの改善については、「I. 全体的な評価」への回答参照。それ以外の点については、査定方針案 p 135 「東電審査時意見のフォローアップ」参照。

光発電を巡る悪質商法の排除、再生可能エネルギーを巡る意識喚起や広範な知見の向上など、様々な角度から再生可能エネルギーの普及政策を展開してまいりたい。

以上